

中央会の支援内容

中央会が組合と組合員のために実施している主な事業は以下の通りです。

設立及び運営相談

組合等の設立及び運営に関する相談・支援

組織化促進

小規模事業者の組織化促進

各種助成

組合等への各種助成

各種相談

中小企業の経営・労務・経理・法律等の相談

講習会研修会

組合等の経営・労務・経理・税務・法律等に関する講習会や研修会の開催

官公需受注促進

中小企業者及び官公需資格組合の官公需受注の促進

調査研究

中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究

育成強化

組合青年部等の育成・強化

情報提供

機関誌・インターネット等による情報提供

各種共済制度推進

福利厚生への拡充や経営リスク回避を図るための各種共済制度の推進

中小企業団体中央会とは？

中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された組織で、各都道府県に一つの中央会と全国中小企業団体中央会により構成されています。中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにあります。

山形県中央会では、県内全体にサービスが提供できるよう本所及び庄内支所を設置しております。お気軽にご相談ください。

山形県中小企業団体中央会

本所
〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 14 階
TEL.(023)647-0360 FAX.(023)647-0362

庄内支所
〒998-0044 酒田市中町 1-4-10 酒田市役所中町庁舎 2 階
TEL.(0234)22-4945 FAX.(0234)22-4955

URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>
E-mail yamagata@chuokai-yamagata.or.jp



中小企業組合設立のご案内

組合とは…

組合とは、組合員である中小企業者が互いに協力し、助け合う精神（相互扶助の精神）に基づいて共同で事業を行い、経営の合理化や取引条件の改善を図ることで、中小企業者の経済的地位の向上・改善を図るための組織です。

組合は、4人以上の事業者で設立することができます。

中小企業の課題

中小企業は、一般的に規模が小さく、大企業に比べて資金調達力や情報収集能力、人材や信用力の不足等、事業活動を行う上で幾多の課題を抱えています。さらに、最近の情報化の発展、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和の進展、エネルギー・環境問題等に大きな影響を受けており、対応するために事業領域の再検討や事業転換の必要性が迫られる等、一段と厳しい環境に直面しています。

中小企業が、これらの厳しい環境に対応して発展していくためには、各社の自助努力がもちろん必要ですが、個々の力には自ずと限界があります。

解決策

中小企業者同士が組合を作り、互いに協力し助け合い、自らの事業経営を充実・強化していくことが極めて効果的な方策であるといえます。

山形県中小企業団体中央会

組合の事業



共同 購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。これにより、仕入先等との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、代金決済等の取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られます。



共同 生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・新鋭の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより、原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化等が可能となります。



共同 受注事業

組合が窓口となって注文を受け、組合員が仕事を分担、組合が納品する事業です。官公需適格組合が実施している行政等からの官公需共同受注事業が代表的なものです。これにより、大口の発注や物品納入等を受注することが可能になる他、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力向上にも繋がります。

…そのほか、研究開発、市場開拓、販売促進、情報提供、人材育成、福利厚生等、組合では、時代の変化に対応した様々な共同事業を行うことができます。

主な組合の種類

中小企業の組合には様々な種類があり、それぞれ法律に基づいて設立されています。



事業協同組合

共同経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合です。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されています。



企業組合

個人事業者や勤労者等が4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、一つの企業体となって事業活動を行う組合です。個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件の下で特定組合員として加入できます。



商工組合

事業協同組合が共同経済事業を実施することにより、組合員の経営合理化・取引条件の改善等により経済的地位向上等を図ることを主な目的としているのに対し、商工組合は業界全体の改善、発展を図ることを主目的に同業者によって設立される組合です。



協業組合

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部又は一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上等を図ろうとする組合です。



商店街振興組合

小売商業またはサービス業を営む事業者等が形成する商店街が設立するもので、街路灯、アーケード、共同駐車場やコミュニティ施設を設置する等の環境整備を行う組合です。

…そのほか、協同組合連合会、信用協同組合、生活衛生同業組合があります。

設立のメリット

組合を設立するメリットとして、最も普及している「事業協同組合」を具体例にすると、主に次のようなことが挙げられます。



有利な税制 があります

事業協同組合は、その性格が営利の追求を目的としない認可法人のため、一部税制の優遇があります。

例えば、組合の設立、代表理事の変更その他当該組合の根拠法に基づく登記にかかる登録免許税、一部の印紙税は非課税になります。また法人税や事業税、固定資産税等の軽減措置が適用されます。



補助金や融資 の対象となります

組合事業に対し、国や県から補助を受けることができる場合があります。

さらに、中小企業の専門金融機関である商工組合中央金庫による中央会推薦貸付制度が受けられます。



情報収集力 の強化が図られます

各関係機関と連携を図ることにより、組合を通じて様々な情報収集を行うことが可能です。

こうして入手した優益な情報を組合員に提供することで、組合員が各種助成策等を活用する機会が増加します。

設立の方法

組合を設立するためには、行政庁の認可を受ける等一定の手続きが必要となります。手順は次の通りですが、定款・事業計画の作成など、設立の諸準備に関しては中小企業団体中央会がお手伝いいたします。

